

令和2年9月11日

名古屋市長 河村 たかし 様

令和3年度 予算編成に対する要望

減税日本ナゴヤ

団長	佐藤 ゆうこ
副団長	鹿島 としあき (兼 新型コロナウイルス感染症等危機管理対策委員長)
幹事長	鈴木 孝之
副幹事長	中川 あつし (兼 新型コロナウイルス感染症等危機管理対策委員)
政審会長	余語 さやか
副政審会長 (兼 幹事)	大村 光子
財務委員長	浅井 康正
副財務委員長	沢田 ひとみ
広報委員長	河本 ゆうこ
副広報委員長 (兼 新型コロナウイルス感染症等危機管理対策委員)	豊田 薫
団員	田山 宏之
団員	増田 成美
団員	手塚 将之

減税日本ナゴヤ 令和3年度予算編成に対する要望

目 次

・新型コロナウイルス感染症対策重点要望	2
・各局別要望	
・防災危機管理局	6
・市長室	10
・総務局	11
・財政局	16
・スポーツ市民局	19
・経済局	23
・観光文化交流局	26
・環境局	31
・健康福祉局	35
・子ども青少年局	43
・住宅都市局	48
・緑政土木局	53
・消防局	56
・上下水道局	59
・交通局	61
・病院局	65
・教育委員会	67

現在、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、わが国の国民生活と経済活動全般に危機をもたらしている。本市においても、2月14日に初めての陽性患者が確認されて以降、医療従事者のご努力はもちろんのこと、各区保健センターを始めとした市職員、様々なご苦勞とご負担をおかけしている市民の皆さまが一丸となって感染拡大防止に取り組んできたが、一旦抑え込まれたかにみえた感染が再び拡大し、新型コロナウイルス感染症との闘いは、長期間にわたるであろうことが懸念されている。

このコロナ禍の下で、市民生活は疲弊し、経済活動も大きな打撃を被っている。今こそ、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防止するための条例」に掲げた通り、市と市民・事業者が協力して感染拡大防止に全力を挙げると同時に、本市が、市民生活と経済活動を支える取り組みに力を尽くす時である。

また、このコロナ禍においても、中長期的視野に立ち、本市が「名古屋市総合計画2023」に掲げる目標と課題を着実に進めることも重要である。とりわけ、総合計画がめざす都市像を実現するための4つの重点戦略（1、子どもや親を総合的に支援し、未来を担う人材を育てます。2、みんなにやさしい福祉を実現し、元気に活躍できるまちづくりを進めます。3、災害から命と産業を守り、安心・安全な暮らしを確保します。4、強い経済力を基盤に、にぎわいと新たな価値を創出し、環境と調和した都市機能を強化します。）については、本市が、この難局を乗り越えながらも、アジア競技大会開催とリニア中央新幹線開業という飛躍のチャンスを逃すことなく持続可能な成長を遂げていくために不可欠な戦略的課題であり、着実な実行が求められているといえる。

このような視点から、コロナ禍に直面する本市が取り組むべき新型コロナウイルス感染症対策重点要望21項目と、各局別要望465項目を、減税日本ナゴヤの「令和3年度 予算編成に対する要望」として提出する。本要望書の趣旨と要望項目を十分にご検討いただき、予算編成に生かしていただくことを強く要望する。

新型コロナウイルス感染症対策重点要望

1. 感染拡大の防止、検査体制の拡充と意識啓発

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の急激な感染拡大に備え、医療物資(マスク、防護服、フェイスシールド、消毒液等)の確保に万全を期すこと。
- (2) 名古屋市 PCR 検査所の体制強化とともに、診療所での PCR 検査実施機関の拡大に努め、必要な市民が速やかに PCR 検査を受けられるようにすること。
- (3) 市民への注意喚起と必要以上の不安を抱かせないために、行政区ごとの感染者数等について適宜適切な情報提供を行うこと。また、感染クラスターについても、迅速かつ適切な形で市民へ情報提供すること。
- (4) 手洗い・うがい等の基本的な感染防止策や、ドアノブ、電気スイッチ、電話(スマホ)の除菌・手洗いを励行する「3D大作戦」など、市民ができる感染防止対策について、情報提供や意識啓発を強化すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症について、人権の視点から、科学的根拠に基づく正しい知識の普及と、誹謗中傷や不当な差別を防止するための意識啓発に努めるとともに、差別を受けた場合の専用の相談窓口を設ける等、相談体制を整備すること。

2. 市施設を始めとした公共施設における対策と行政運営

- (1) 公共施設、公共交通機関(市バス、地下鉄等)を利用する際、人との距離が近くなる事から、混雑緩和を図る、私語を控える、咳エチケットを守る等、感染リスクを高めないためのガイドラインを作成し、市民に周知徹底すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、市民利用施設における催事の中止や、閉館・時間短縮、市民への施設使用料の還付を適切に行うこと。また、その情報発信を市民へ適切に行うこと。
- (3) 公の施設を運営する指定管理者から閉館や時間短縮の影響による収支見込み等について相談があった際には、適切に対応すること。
- (4) 市民利用施設において、アルコール消毒薬の設置、窓口へのビニール等での仕切り、フェイスガード使用等による飛沫感染防止、換気の実施、三密（密閉、密集、密接）を回避するために適切な入場管理や休憩スペース等のレイアウトの変更等の感染防止対策を徹底すること。
- (5) 市職員のテレワークの対応体制の構築、各種手続き・申請のオンライン化の推進、セミナー、イベント等のオンライン化等を推進し、感染拡大期においても必要な市民サービスが提供されるよう努めること。

3. コロナ禍に苦しむ市民に寄り添う支援策と経済対策の推進

- (1) コロナ禍における感染リスクや生活不安の増大から、精神的ストレスを抱える市民が増加することが懸念されるため、ストレスをため込まない方法等の精神保健に関する啓発活動の強化や、うつ病、自殺対策等の精神保健相談を充実させること。
- (2) コロナ禍の急激な経済状況の悪化により、失業や所得激減に見舞われている市民が急増していることから、福祉事務所、社会福祉協議会、仕事・暮らし自立サポートセンター、ハローワーク等が連携し、個々の状況に応じた的確な支援を提供すること。
- (3) コロナ禍の外出自粛等により、市民が家庭内で過ごす時間が増加していることにより、配偶者からの暴力（DV）や児童虐待のリスク増大が懸念されることから、相談支援体制を拡充すること。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への融資に係る名古屋信用保証協会に対する信用保証料補助の融資額を確保すること。加えて、ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金繰りへの支援を強力に進めること。
- (5) 感染症拡大を防止する「新しい生活様式」に対応した地域経済振興について調査検討し、令和2年9月に開催した「感染症対策総合展」の成果を踏まえ、ナゴヤ型ビジネスモデルの提案、普及啓発に努めること。
- (6) 飲食店・小売業者等が、換気設備や間仕切り設置等、「新しい生活様式」に対応した感染防止対策を実施できるよう、補助の実施継続、意識啓発を推進すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、観光関連産業に深刻な影響が出ていることから、市内観光消費額の増加を図るとともに、地域経済の回復・活性化につなげるため、国の施策と連動した観光消費喚起事業を実施すること。インバウンド誘致についても、入国制限等の国の動向を注視つつ、必要な施策を着実にすすめること。

4. 子どもたちが安心して過ごせる教育環境の保障

- (1) 学校、幼稚園、保育所、学童保育所やトワイライトスクールなど、子どもたちが過ごす場所での感染防止対策を徹底すること。教員、保育士等が除菌、清拭作業を正しく行えるよう、研修等を実施すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する児童・生徒の不安を払拭するために、本人に寄り添い出来る限り面談し、心の状態を確認すること。また「心とからだのチェックリスト」を月一回以上実施し、心身の変化について継続的に注視し、子ども応援委員会やスクールカウンセラー等と連携し適切に対処すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症により一時休校となった経験を踏まえ、スクールカウンセラーによるオンライン相談やSNSでの対応も検討すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、正しい知識の普及と、陽性者に対する差別、誹謗中傷をしない人権教育を強化すること。

1. 防災対策

- 1-1. 指定避難所運営マニュアルに基づき、各避難所の実情に応じて、避難所ごとのマニュアルの整備を推進し、要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児等）の福祉避難スペースの確保に努めること。
- 1-2. 指定避難所において、発熱など、体調不良の方と一定の距離を保つことができるような避難スペースを確保し、衛生環境を保つこと。
- 1-3. 指定避難所運営マニュアルに基づき、女性の視点に立った対応や運営について、各種団体にアンケートを含めた意見等を聴取し、避難所開設・運営等の各種訓練において更なる充実を図ること。
- 1-4. 私立大学を始め、民間施設の協力を得て、指定緊急避難場所の更なる確保をすること。
- 1-5. 訓練等において、指定避難所運営マニュアル（概要版）を活用するとともに、地域から寄せられた質問や疑問を集約し、共有することで、避難所の自主運営の推進を図ること。
- 1-6. 地区防災カルテの活用方法を分かりやすく周知したうえで、地域の個々の実情に応じながら、地区防災カルテを活用した防災活動の推進を図ること。
- 1-7. 避難所生活の長期化等による健康障害を予防するため、必要に応じて医療機関との連携を図ること。
- 1-8. スマートフォン等が普及している現状とその役割を考慮し、指定避難所における電力供給（電源確保）のあり方を検討し実施すること。
- 1-9. 隣接する学区間で協定を結ぶとともに、各学区で推進された防災まちづくり事例や避難所運営、防災訓練のやり方などの先進的な取り組みを情報共有

すること。

- 1-10. 要配慮者と学区との助け合いの仕組みづくりの更なる推進をはかるとともに、避難行動要支援者名簿については、定期的に更新すること。
- 1-11. 外国人が災害時に適切に避難情報を受け取れるように工夫すること。
- 1-12. 支援物資等を確保するため、事業者との間で締結している応急生活物資の供給協定の拡大に努めること。また、物流協定の拡大についても引き続き取り組むこと。
- 1-13. 災害ボランティアコーディネーター等の更なる要請と、災害時における各関係局との連携を強化し、円滑な受け入れができる体制を整えること。
- 1-14. 関係局と連携し、各指定避難所および帰宅困難者を想定した駅周辺における Wi-Fi 環境の整備を早急に行うこと。
- 1-15. 南海トラフ巨大地震等に備え、市民が適切な避難行動ができるように、ハザードマップ、ナゴヤ避難ガイド、スマートフォンアプリ等が活用されるように使い方を周知すること。
- 1-16. 地域の避難所運営能力の向上を図るため、指定避難所宿泊型訓練をはじめとした市民参加型の避難所運営等に関する訓練や講習の充実を図ること。
- 1-17. 市民の安全を守る予防的な避難勧告や避難指示等については、その発令をためらうことのないよう、適切に発動すること。
- 1-18. 災害等の緊急時に、幹部職員を始め、多くの職員が早期に対応できるよう、引き続き参集体制の確保に努めること。

2. 水害・津波対策、原子力災害

- 2-1. 庄内川、天白川を始め、市内河川の治水の在り方について、他都市先進事例の調査を含め、様々な角度から検討し、総合的な治水対策に取り組むこと。
- 2-2. ゲリラ豪雨等を想定した、雨水災害のシミュレーションを大学等の研究機関と連携して行い、洪水・内水ハザードマップの内容を充実させるとともに定期的に更新すること。
- 2-3. 津波浸水想定を踏まえ、指定基準を満たした津波避難ビルの指定を積極的に行うこと。
- 2-4. 原子力発電所の事故等による原子力災害に関して、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による情報を全面公開するルールを策定すること。また、モニタリングポストにより空間放射線量率の常時監視を続け、測定結果をウェブサイトリアルタイムで表示し、市民への情報提供に引き続き努めること。

3. 市民への情報提供、防災教育

- 3-1. 伊勢湾台風や濃尾地震等の災害歴史について、その調査や整理を行い、防災・減災に役立つ情報を引き続き積極的に提供すること。
- 3-2. 伊勢湾台風の被害を忘れないために、伊勢湾台風殉難者慰霊祭を始め、様々な形で、犠牲者の方々に黙とうを捧げる環境を整えること。
- 3-3. 港防災センターの施設更新と機能向上を図ること。併せて、防災に対する普及啓発の向上を図ること。
- 3-4. 同報無線や市公式ウェブサイト、SNSや「きずなネット防災情報」の活用を広報周知することにより、防災教育の充実に努めること。また、Twitterハッシュタグによる本市の被災状況を効率的に収集できる手段についても広報周知し、防災教育に努めること。

4. 広域連携

- 4-1. 名古屋市近隣市町村との連携を深め、大規模災害への対応、圏域全体の防災力強化に向けた取り組みを更に進めること。併せて、国や愛知県との連携も強化すること。
- 4-2. 大規模災害が発生した場合には、各種協定に基づき、他都市の災害・復興支援に積極的に職員を派遣すること。
- 4-3. 防災対応力の向上や防災意識の高揚を図るため、関係する職員に対して、被災地に派遣された職員による講演会を積極的に実施し、本市の防災施策に活かすこと。
- 4-4. 災害時の停電に備え、電気自動車等から公共施設に電力を供給することを検討すること。

市長室

1. 広報・広聴

- 1-1. 予算編成方針などを勘案し、重点的に広報・広聴する事業を定め、事業執行部門と連携して、戦略的な広報・広聴に努めること。
- 1-2. 市政アンケートなど、市民から意見聴取する機会を確保するとともに、テレビ視聴率・ラジオ聴取率、市ウェブサイトのアクセス数、インターネット動画の再生回数などを分析し、広報活動の費用対効果の向上に努めること。
- 1-3. 市政出前トークは、市民の関心のあるテーマを設定するとともに、広報なごや等のさまざまな媒体を利用し、市民に広く周知すること。

2. 広報なごや

- 2-1. 広報なごやをさらに読みやすい広報紙とするため、レイアウト等の工夫をするとともに、保管のしやすい広報紙となるよう、紙面のバランスや形式等の工夫をすること。
- 2-2. 広報なごやを身近な広報紙とするために、発行までのタイムラグを可能な限り短くすることに注力し、各局区室と連携のうえ、できる限り新しい情報を掲載すること。
- 2-3. 障害のある方に「広報なごや点字版」や「声の広報なごや」が入手できるように引き続き広報周知すること。

1. 行財政改革

- 1-1. 必要な市民サービスを確保するため、効果の薄い事業を見直し、効果の高い事業に予算を配分する等、行財政改革を押し進めること。また、新規・拡充事業を実施するには、原則として、既存事業の廃止・見直しや歳入の確保を図るなどの行財政改革により、必要となる財源を確保すること。
- 1-2. 重複事業が複数部局で行われている場合、事業の統廃合を検討のうえ、速やかに実施すること。
- 1-3. 大都市制度・広域行政の推進に基づき、県と調整のうえ、今後も二重行政による無駄を省くこと。
- 1-4. 民間のノウハウを取り入れ、さらなる民間活力を導入するために、官民連携を統括し、促進する部署を設ける等、民間との協業が促進されるように積極的なコーディネートに努めること。
- 1-5. バウチャー制度やSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）など、民間の力により社会的課題の解決を促進する新たな仕組みの導入について検討すること。
- 1-6. 電子申請等スマホ社会に対応した行政サービスのデジタル化を進め、電子市役所を推進すること。
- 1-7. 行政文書の電子決済を推進し、紙でやり取りしている文書をペーパーレスにし、組織内の意思決定プロセスが迅速に行われるようにすること。併せて、電子決済（文書）における管理方法のあり方について検討すること。
- 1-8. 本庁舎をはじめとした市民の財産である市有施設のさらなる活用について、関係機関と協議のうえ、市民に開かれた施設となるように努めること。併せて、本庁舎の魅力発信となるイベント等を実施することで、さらなる庁舎の活用

に努めること。

2. 職員の資質向上と人事評価

2-1. 職員の名古屋に対する愛着を育み、公僕精神の浸透を引き続き図ること。
また、職員の能力・意識向上とその活用を図るため、民間企業への派遣も含めた業務研修を活発に行うこと。

2-2. 評価及び結果を給与に反映させる人事評価制度のさらなる定着を図ること。
また、公平性が担保されるように、人事評価の基準や結果について、できる限り本人にフィードバックし、引き続き職員の働く意欲を高めること。

2-3. 職員を適材適所に配置する仕組みの構築に引き続き取り組むこと。その際、全庁的な職員のキャリアプランに資するように努め、行政の継続性を損なわないこと。

2-4. 「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」を厳格に運用すること。また、条例の運用状況等について公表するなどにより、その適正な運用に努めること。

2-5. 職員の不祥事が散見されることから、綱紀粛正に努め、市民の信頼を取り戻すよう、規範意識の向上にさらに努めること。

2-6. 退職者が外郭団体役員へ再就職する際の「なごやルール」の適切な運用を継続すること。また、その結果については、引き続き本市のホームページ等に掲載し、情報開示に努めること。

2-7. 契約関係がある等、市と密接な関係にある民間企業等への再就職は、地方公務員法に基づいて厳格に運用すること。

3. 職員の採用と人事労務管理

- 3-1. 社会情勢及び財政状況を考慮し、全庁的な職員定数の是正を計画的に行うこと。
- 3-2. 職員の労働時間の管理等、引き続き適切な労務管理を徹底すること。
- 3-3. 名古屋市職員の女性活躍・子育て支援プログラムに定める目標を達成するため、女性の管理職登用率の向上、男性職員の育児休業取得率の向上等に努めること。
- 3-4. 市職員に多様で有能な人材を確保するために、新卒者が民間企業と併願しやすくなるよう職員採用試験に適性検査を導入すること。
- 3-5. 障害者雇用促進法の趣旨に基づき、障害者の正規職員及び嘱託職員の適切な障害者雇用に努めること。

4. 大都市・広域行政

- 4-1. 国に対し、大都市への権限・財源の移譲、「特別自治市」制度の創設を引き続き求めること。
- 4-2. 大都市圏構想を実現するため、名古屋市がリーダーシップを発揮し、近隣市町村をはじめとした住民とも活発な議論を行い、連携強化を促進すること。連携強化は、ニーズの高い防災分野の取り組みだけではなく、防災以外の分野についても、可能なことから対応すること。

5. 名古屋市立大学及び付属病院

- 5-1. 「なごや子ども応援委員会」などのスクールカウンセラーの養成を目的とした臨床心理コースにおいて、教育委員会と連携し、学生の現場実習の受け入れや「なごや子ども応援委員会」との連携強化に積極的に努めること。

5-2. 市民に対する公開講座やイベント等を開催し、生涯学習の機会を提供すること。

5-3. 研究活動を活かした地域との連携、地域が必要としている人材の育成・供給、学生の地域に対する愛着や誇りの形成等を通じて、地域貢献に寄与する活動に積極的に取り組むこと。

5-4. 市立大学附属病院について、地域包括ケアシステムを深化・推進するなかで、地域の中核医療機関として、高度で先進的な医療を提供するため、医療機器の整備や機能の充実をさらに図ること。

5-5. 第三次救急医療を担う救命救急センターとして、その機能をさらに充実させ、「断らない救急医療」を実現するべく受け入れ体制の強化を図ること。

5-6. 災害拠点病院としての機能の強化に、引き続き取り組むこと。

6. アジア競技大会

6-1. アジア競技大会の選手村整備については、「第20回アジア競技大会選手村後利用基本構想」を踏まえ、県及びOCA、JOC等の関係団体との協議をすすめながら、大会終了後のレガシーとして残るように、着実にすすめること。その際、市民に対し情報を積極的に開示すること。

6-2. アジア競技大会に向けて、引き続き市民への積極的なPR活動を行い、県民・市民の大会開催に対する認知度や期待感の向上に努め、機運の醸成に取り組むこと。

6-3. アジア競技大会の開催にあたり、海外からの来訪者に対し、日本のマナーやルールの周知を図る方法を検討し、市民生活に対し影響がでないようにすること。

7. その他

- 7-1. ナゴ校をはじめとした人材育成に関するプロジェクトに注力し、人材を育て、まちづくりや名古屋に興味を持ち、愛着を育む仕組みづくりに努め、学生タウンなごやの推進を引き続き行うこと。

- 7-2. 中部国際空港の二本目滑走路をはじめとする機能強化の実現に向けた活動を展開すること。

- 7-3. 戦争に関する資料館について、展示等を充実させ、多くの来館者が平和のありがたみを実感できる資料館となるよう、引き続き努めること。

1. 行財政改革と税財政

- 1-1. 予算編成にあたっては、コロナ禍における市民生活と社会経済活動を支えるため、逼迫した財政状況の中でも、限られた行政資源を有効かつ効率的に活用し、効果の薄い事業を見直し、より効果の高い事業に振り向ける事務事業の見直しに全庁的に取り組み、全体として市民サービスの質を確保するよう努めること。
- 1-2. 個人市民税減税について、徹底した行財政改革の努力を継続し、引き続き実施していくこと。減税額の引き上げについても、さらなる財源確保策と一体的に検討していくこと。
- 1-3. 市債の発行にあたっては、財政規律を踏まえ、将来に過度な負担とならぬよう留意しつつ、必要不可欠な投資的経費の財源とする場合等、活用すべき妥当性が判断される場合には、活用していくこと。
- 1-4. 分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていくことを国に対して引き続き要望していくこと。
- 1-5. 地方交付税は地方固有の財源であり、地域社会に必要な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつため、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで標準的な行政サービスの提供が可能となることから、必要な総額を確保するよう国に対し強く要望すること。
- 1-6. 地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、臨時財政対策債ではなく地方交付税の法定率の引上げによって対応するよう国に対し要望すること。併せて、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要

を的確に反映させるよう国に対し強く要望すること。

2. 財政の透明化、情報公開と納税者サービス

2-1. 公会計制度に関して、平成 28 年度決算から作成している国からの要請に基づく統一的な基準による財務書類について市ウェブサイト等によって引き続き公表を行うこと。また、総務省がとりまとめる財政状況資料集を用いて、施設種別ごとの有形固定資産減価償却率の類似団体比較を行うなど有効活用に積極的に取り組むこと。

2-2. 予算のあらましについては、平易な言葉による説明や図・イラストの活用等、市民に分かりやすい誌面となるように引き続き取り組むこと。また、若い世代が予算のあらましなどの冊子を手に取り易いよう引き続き工夫を続けること。

2-3. 入札不調があり、事業の遅れが懸念される事案があることから、その原因を検証のうえ、契約が適切に実行され、計画的に事業が執行されるように留意すること。

2-4. キャッシュレス社会の到来を踏まえて、他都市の先行事例を調査・研究のうえ、電子マネーによる税金支払いを行う仕組みを整えるなど、納税者の利便性を考慮した収納体制の検討を行うこと。

3. 公有財産の有効活用とアセットマネジメント

3-1. 公有財産の有効活用では、新たな行政ニーズに対して既存施設の用途転用や空きスペースの活用等に努めるとともに、サービスの民営化にも積極的に取り組むこと。また、施設の集約化にあたっては、市民目線、利用者目線にたった効率的で一体的な運営・管理を行うこと。

3-2. 小中学校の空き教室を始めとする公有財産の有効活用の方策について、全庁的な視点により有効活用が図られるよう積極的に利用調整を進めること。

- 3-3. 公共施設の維持補修や更新計画等の事業提案を幅広く民間から募る「公民連携・事業化提案制度」を創設すること。施設整備費を抑制するため、民営化や民営施設の借上げにより、市が資産を保有しなくても行政目的を達成できる手法を速やかに検討すること。
- 3-4. 保有資産の有効活用促進会議において、全庁的な取り組みを推進することにより、積極的な広告収入の確保に努めること等、歳入の増加を図ること。
- 3-5. 今後の人口減少、人口構造の変化に伴う社会的ニーズの変化を見据え、長期的な視点を踏まえるとともに、駅そば生活圏における都市機能のさらなる強化等、将来のまちづくりを見据えた施設の再配置を行い、アセットマネジメントの取り組みを推進すること。
- 3-6. 公共施設の延床面積を現在より1割削減することを目標に挙げている「市設建築物再編整備の方針」に基づく再編整備の取り組みについて、利用者だけでなく納税者の視点も含めさまざまな意見が反映されるワークショップの開催等を行い、市民が参画できる仕組みの構築に努め、市民の意見を十分に反映させること。
- 3-7. 将来の再編整備等に係る施設整備費の財源として、アセットマネジメント基金を活用した再編整備のモデル事業の早期実施に努めること。

スポーツ市民局

1. 市民活動、男女平等参画・人権の推進

- 1-1. 市内 NPO 法人に対して、寄付金控除等の対象となる認定 NPO 法人の認定や条例に定める指定 NPO 法人の指定を支援・促進するとともに、市民・企業による NPO への寄付が広がるよう寄付文化の醸成を図ること。
- 1-2. 災害に備えて、災害ボランティアコーディネーターの養成講座や研修会を引き続き実施すること。また、全国からのボランティアの申し入れに対応できる組織体制を整備すること。
- 1-3. ドメスティックバイオレンス (DV) やセクシュアルハラスメントを始めとした女性のための総合相談について、増設や時間延長、SNS 相談の実施等の拡充を図るとともに、サポートグループ等による被害者の精神的ケア、意識啓発に引き続き取り組むこと。
- 1-4. 男性相談を引き続き実施するとともに、男性の性暴力被害、DV についての意識啓発等、男女平等参画における男性への取り組みを重視すること。
- 1-5. 同性パートナーシップ制度を早期に導入し、セクシュアル・マイノリティ等の多様な生き方への理解を促進すること。
- 1-6. セクシュアル・マイノリティ専門電話相談の実施日時等の拡充を行うとともに、他都市の先進的な事例を調査し、さらなる支援を検討すること。

2. 安心・安全なまちづくり

- 2-1. 政令指定都市ワースト 1 の返上を目指し、犯罪抑止効果が見込まれる防犯灯の LED 化に対する助成及び防犯カメラの設置に対する助成を行い、地域団体の防犯活動の支援などを引き続き充実させること。

2-2. 学区や自治会で設置している防犯カメラの映像提供をはじめ、防犯や地域課題解決のため、地域と警察との協力が図られるよう体制を整備すること。

2-3. 高齢者の自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化・自転車損害賠償保険等の加入の義務化が盛り込まれた「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を市民に周知し、自転車利用者の実態調査を含め、安全適正利用を促進すること。

2-4. 高齢者の運転免許の自主返納を促す取り組みを実施すること。

2-5. 「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」について引き続き周知を図ること。また、違反者には適切な対処を行うこと。

3. 地域コミュニティ

3-1. 地域コミュニティ活性化推進事業として配置されているコミュニティサポーター4名について、取扱件数の状況や各区の申請状況を精査し、地域団体の声を聴いたうえで、必要があれば増員すること。また、コミュニティサポーターの存在を地域に十分に周知すること。

3-2. 地域コミュニティ活性化推進事業について、地域の声に耳を傾け、地域における人々のつながりの確保や新たな担い手の育成等、地域コミュニティの活性化に向けた支援を継続すること。また、自治会の加入率の低下及び役員の高齢化が顕著なことから、自治会加入率の向上施策及び新たな担い手の確保に向けた具体的な施策を講ずること。

3-3. 地域での機運の高まりや動向に合わせ、旧町名復活を推進すること。

3-4. 名古屋の持つ魅力を再認識するため、引き続き昔の町並み等の写真を掲載した銘板の設置、整備を行うこと。

4. 区役所改革

- 4-1. 区長が直接予算・組織を要求する仕組みを導入する等、予算・組織の両面から区長の権限強化に取り組むこと。併せて、他の政令指定都市の区長に関する権限についても調査・研究し、他都市の先進的な事例を取り入れ、区における総合行政の推進を図ること。
- 4-2. 区役所が自主性・主体性を発揮できる仕組みづくりの一環として、区長職の庁内公募について検討のうえ実施すること。
- 4-3. 住民ニーズに応じた取り組みを実施するため、区役所が自主的・主体的な区政運営を行えるように予算を増額すること。
- 4-4. 災害発生時において区本部長となる区長が迅速に参集し、区本部の初動体制の確立に万全を期すこと。区役所における防災力を高めるため、各種マニュアルや防災訓練の見直しに不断に努めること。
- 4-5. 区役所業務の民間委託について、他都市の先進的な事例を調査・研究し、民間活力を導入できる業務の精査を行い、本市の実情にあった方策を具体的に検討すること。さらに、区役所業務における人工知能（A I）の活用について、他都市の先進的な事例を踏まえたうえで、導入について検討すること。
- 4-6. 区役所における一体的な住民サービスとして、「ワンストップ窓口」の整備を推進し、窓口環境の改善に取り組むこと。
- 4-7. 区役所における戸籍謄本等の誤交付、通達員による納税通知書の誤配布等の事案が発生している実情を踏まえ、全区において事案の情報共有を図り、再発防止に努めること。

5. スポーツ振興

- 5-1. マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知の盛り上げ施策を展開すること。
- 5-2. 地域住民が運営主体となり、地域の指導者が子どもを指導する地域ジュニアスポーツクラブの育成事業を強化すること。
- 5-3. スポーツをはじめるきっかけとなるスポーティブ・ライフ月間の実施など市民スポーツの振興に努めること。
- 5-4. 2026年アジア大会の開催に向けて、老朽化した総合体育館の諸室等の改修を進めること。また、瑞穂公園陸上競技場の改築を順次進めること。
- 5-5. 2026年アジア競技大会で正式種目となるBMXフリースタイルパークを始めとした新しいスポーツ競技について、練習施設の整備など、振興に努めること。
- 5-6. スポーツを活かした魅力の発信として、プロスポーツチームの試合のパブリックビューイング等を実施し、スポーツイベントを契機としたにぎわいを創出すること。

1. 地域商業の振興と金融・流通の円滑化

- 1-1. 商店街の魅力を高め、にぎわいを創出する事業に対して、引き続き支援すること。
- 1-2. 中小企業に対する資金繰りの相談窓口で応対する人材を強化させること。併せて、中小企業が海外に販路を開拓・拡大する際には、アドバイザーの派遣を行う等、個別のニーズに応じた支援をすること。
- 1-3. 現在検討中の中央卸売市場の今後のあり方について、本場（熱田区）と北部市場（愛知県豊山町）と南部市場（港区）の市場関係者の意見を聴取するとともに、市民への情報開示を適切に行うこと。
- 1-4. いわゆる「買い物弱者」問題が大都市でも深刻化していくと予想されている中、公設市場で生鮮食料品店等が相次いで閉店している問題について、後継店舗の募集や民間事業者に対する働きかけ、補助等を強化するとともに、買い物弱者支援対策について調査・研究を行うこと。

2. 都市産業の振興

- 2-1. 県との連携のうえ、産業立地促進補助金や企業立地促進事業等を活用し、企業誘致に積極的に努めること。その際、関係部局の情報交換を行う組織体制を整え全市的な対応をとること。
- 2-2. 東京、大阪に次ぐ経済圏を構築するための中心的な役割を果たし、国内外を問わず、産官学等が連携したシティプロモーション活動を積極的に展開すること。
- 2-3. 本市産業の高度化を図り、産業競争力を強化するため、ロボット・AI・IoTの活用・普及をさらに促進すること。また、中小企業等へのロボットや

I o Tの導入を支援する技術者を育成し、中小企業等への支援を引き続き行うこと。

2-4. 産学行政等の連携によるI o T技術を活用し、医療介護に関する機器・ロボットの開発及び普及を促進すること。また、企業が新製品・新サービスの開発を目指すための支援を行い、販路拡大等の支援も引き続き行うこと。

2-5. 航空宇宙関連産業を担う企業が新規立地や設備投資を行いやすい環境のさらなる整備に向け、特区制度を活用した規制緩和に取り組むこと。併せて、販路拡大、人材育成事業の支援を強化、継続すること。

2-6. 本市におけるロボット・A I・I o Tの普及状況や航空宇宙関連産業の進捗について、市民に対する公開講座や最新機器の紹介等を行い、情報提供に努めること。

2-7. 名古屋大学未来材料・システム研究所との燃料電池等の共同研究及びその開発をさらに推進すること。研究の成果については、適宜開示し、企業等が応用できる体制を整えること。

2-8. 新たな産業の創造育成や先端技術の地域産業への普及に努めるため、起業等の支援事業をさらに強化すること。また、成長が見込まれる分野における起業を促進するため、企業への助成枠を拡大すること。

2-9. デザイナーなどのクリエイティブ人材、企業や学生の交流を促進し、付加価値のある新たな地域産業の創出を引き続き支援すること。

2-10. 中小企業の事業承継が社会的な課題となっていることから、その円滑化を図り、地域経済の活性化に取り組む施策を実施すること。また、中小企業の人材確保を支援すること。

3. 勤労福祉

- 3-1. ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を支援するために、「働き方改革」の支援事業を引き続き継続すること。とりわけ中小企業に対しては、専門家を派遣する等、個別の事情を踏まえたうえで対応すること。併せて、ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度を浸透させること。
- 3-2. なごやジョブサポートセンターにおいて、新卒者を含めた求職者に対し、継続的な就労支援を行うとともに、ハローワークと協業のうえ、若年層に対する就業支援を継続して実施すること。
- 3-3. 政府の就職氷河期世代を支援する行動計画に則して、現在 30～40 代の正社員化を後押しすること。

1. 名古屋城整備と天守閣木造復元

- 1-1. 名古屋城天守閣の木造復元事業を推進すること。その際、木造復元事業の進捗は、有識者や文化庁と綿密な協議を行い、本市として石垣について十分に対処することを前提として進めること。また、事業のスケジュールについては、関係各所と調整のうえ、工程を再構築し、市民の理解を得られるように努めること。
- 1-2. 木造天守閣の昇降に関する新技術を募る国際コンペを遅滞なく実施し、新技術の開発に向けた取り組みを実現させるように努めること。また、新技術の開発に向けた取り組みは、障害者や高齢者の意見を聞きながら進めること。
- 1-3. 天守閣木造復元事業に向けて、民間事業者と連携した歴史・文化的魅力が感じられるイベントの開催等、機運醸成を図る施策を展開し、「金シャチ募金」についても引き続き寄付のしやすい環境を整え、広報周知に努めること。
- 1-4. 木造復元事業に向けて、旧尾張藩（各市町村）、家康出生地（三河地域）を含めた広域的な盛り上げ施策を展開し、名古屋城と各エリアを結ぶ「魅力のストーリー化」を展開し引き続き発信すること。
- 1-5. 天守閣閉館から木造復元事業完成までの期間の来場者数を確保するため、工事過程を見せる工夫、徳川美術館との催事協業や徳川宗春を観光資源とした施策展開、歴史的技術を持つ甲冑師等を活用するなど歴史や文化に根ざしたイベントの実施等により、魅力の向上に努めること。
- 1-6. 金シャチ横丁の第二期整備事業においては、名古屋の歴史とサムライ文化を体験できる武将観光の目玉となるよう、効果的な施設整備を検討し推進すること。
- 1-7. 特別史跡名古屋城跡の全体整備にあたり、東北隅櫓、多聞櫓、二之丸御殿等、二之丸地区の整備に向けた調査を引き続き行い、全体整備のビジョンを確

定する作業を進め、市民への情報提供も行うこと。

1-8. 名古屋城にある重要文化財等を安全かつ適切に保存・展示する展示収蔵施設を核として、本丸御殿障壁画の展示等、市民が「本物」の魅力に触れられる機会を創出すること。

2. サムライ文化の発信と歴史的なまちづくり

2-1. 「人生大逆転街道・信長攻路」の完全整備に向けて、地域と協力して銘板整理やイベントを行い、信長攻路のブランド化事業を拡充すること。また、桶狭間の戦い再現イベントとともに、桶狭間、有松、大高の観光資源の磨き上げを図ること。

2-2. 豊臣秀吉などの戦国武将を中心に観光資源を磨き上げ、観光客の誘致を図ること。また、近隣自治体と連携したうえで、戦国武将ゆかりの施設や史跡等の観光資源の活用を引き続き行うこと。

2-3. 名古屋城から大須、熱田、有松・桶狭間までの「歴史・文化魅力軸」をより魅力的にするため、名古屋駅から四間道、円頓寺、堀川を經由し名古屋城につながる魅力づくりや、堀川を活かしたイベント、熱田神宮界隈の回遊性を高める施策の実施等、体系的な魅力を創出し、発信すること。

2-4. 名古屋市内にある歴史的建造物について、積極的に保存・活用を図るとともに、登録・認定地域建造物資産制度や技術的・経済的支援、基金による活用支援を行うこと。また、町並み保存地区(有松、白壁・主税・槿木、四間道、中小田井)を始めとした歴史的界隈において、身近に歴史が感じられるまちづくりの推進を図ること。

2-5. 幼少期を名古屋で過ごした「命のビザ」発給で知られる杉原千畝の功績を称え、市民の誇りとするために、「杉原千畝 人道の道」のPRに努めること。

3. 国際展示場

- 3-1. 国際展示場については、第1展示館の移転整備や国際展示場を一体的に繋ぐコンベンション施設の整備を着実に進めること。
- 3-2. 展示場の拡充に関しては、本市における今後の展示場のあり方についての外部有識者の意見を踏まえ、また、他都市における展示場整備の状況を見極めたうえで、総合的な方針に基づいて実施すること。

4. 観光戦略と環境整備、インバウンド誘致

- 4-1. 観光戦略を踏まえ、名古屋コンベンションビューローの位置付けや組織体制を精査すること。そのうえで、役割分担を明確に行い、さらなる観光振興に努めること。
- 4-2. 東京オリンピック・パラリンピックやアジア競技大会の開催を見据え、国内外からの観光客のさまざまなニーズを把握し、名古屋の魅力向上につなぐこと。東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして、産学官民の連携による交流事業を実施し、名古屋の魅力発信に努めること。
- 4-3. メディアを活用した名古屋の魅力発信、名古屋ブランドのプロモーション活動をすすめる、ウェブ、SNS、アプリを連動した魅力の編集、発信に努めること。
- 4-4. なごやロケーションナビを活用し、ロケーション撮影の誘致、支援やその作品を活用したPRを行い、名古屋の認知度の向上及び都市イメージアップを図ること。
- 4-5. ゲートウェイとしての役割だけでなく、中部北陸9県の関係自治体と連携して「昇龍道プロジェクト」の効果的なプロモーション活動を実施し、中部北陸圏への観光客の誘致を図ること。

- 4-6. 無料公衆無線 LAN の整備を進め、観光客の利便性向上を図るとともに、観光情報の効果的な発信にさらに取り組むこと。また、観光や交通の案内等の標識について、訪日外国人の利便性向上のため、さらなる整備を行うこと。
- 4-7. なごや観光ルートバスの増設検討の結果に基づき、新規ルートの開発や従来ルートの改善等を図ること。
- 4-8. 愛知・名古屋 M I C E 推進協議会の活動を通して、地域一体となった MICE 誘致を推進すること。また、企業等が市内で行うインセンティブ旅行や新規開催の見本市・展示会等に関する助成を拡充すること。
- 4-9. 相互シティプロモーションの一環として、名古屋にゆかりのある市町村と友好提携を結ぶ等、国内交流を深めること。
- 4-10. 名古屋港エリアを活用した、観光プロモーション活動や外航クルーズ船等の誘致を引き続き促進すること。
- 4-11. 観光案内所及びまちなか観光案内所の運営において、おもてなし向上を図る受入体制の拡充を促進させること。また、ムスリムを始めとした外国人旅行者への対応等、スタッフ教育、人材育成を図ること。観光案内所や主要観光施設における携帯翻訳機の導入を検討すること。
- 4-12. ムスリム旅行者が安心できる食事の提供やハラール食品の普及など、フードダイバーシティについての研究・普及をすすめる協議会を立ち上げるとともに、「名古屋市フードダイバーシティ宣言」を行い、啓発普及に努めること。

5. 国際交流・多文化共生

- 5-1. 第 2 次名古屋市多文化共生推進プランに基づき、多文化共生施策を推進させること。また、多文化共生社会の実現に向け、名古屋国際センターにおける多言語での情報提供や各種相談体制を充実させること。

5-2. 多文化共生の推進にあたり、外国人市民が地域の構成員として地域活動へ積極的に参画できるよう、外国人市民へ情報提供するとともに、受け入れる側の地域社会への意識啓発を促進すること。

6. その他の観光コンテンツの創出と磨き上げ

6-1. なごやめしグランプリの開催、B-1 グランプリの誘致等を行い、なごやめしの知名度アップに取り組むこと。また、県と連携して、毎月8日を「なごやめしの日」と制定し、市民自らがなごやめしを楽しめる機会を創出し、なごやめしの普及促進を図ること。

6-2. コスプレホストタウン等の推進のため、コスプレ・アニメ研究会の開催、アニメツーリズム推進のためのコンシェルジュを活用し、ウェブサイト、SNS、アプリの連動により、効果的に本市の魅力を発信すること。

6-3. スポーツを活かした魅力の発信として、プロスポーツチームの試合のパブリックビューイング等を実施し、スポーツイベントを契機としたにぎわいを創出すること。

6-4. スタジアム・アリーナを核としたまちづくりを念頭に、名古屋中心部に複合型スポーツアリーナの設置を検討し、スポーツを活かしたブランドづくり、魅力づくりを推進すること。

6-5. e スポーツの国際大会を誘致するなど、名古屋の魅力向上のコンテンツとしてe スポーツの普及に取り組むこと。

6-6. まちのにぎわいづくりや魅力向上を図るため、市民が街角で気軽に音楽を鑑賞・発表する機会を創出するとともに、屋外音楽アートイベント等を開催し、音楽あふれるまちづくりプロジェクトを引き続き推進すること。

1. 自然環境の保全

- 1-1. エネルギー供給に対する安全性及び地球温暖化防止の観点から、エネルギービジョン及びアクションプランを策定すること。また、再生可能エネルギーの導入拡大を図ること。
- 1-2. 名古屋市役所環境行動計画に基づき、市施設への太陽光発電や太陽熱利用の設備の導入を引き続き促進すること。
- 1-3. 風が弱い場所においても発電可能な小型風力発電システムが開発されていることから、調査・研究のうえ、導入に向けての研究を行うこと。
- 1-4. 環境負荷の少ない低公害・低燃費自動車の導入推進のため、税制上の優遇措置の更なる継続を国に要望していくこと。
- 1-5. PM_{2.5}などの大気汚染物質の濃度を継続的にモニタリングし、その低減に資する取り組みを行うこと。
- 1-6. 騒音対策について、環境基準を満たしていない地点での改善を進めること。
- 1-7. 藤前干潟について、「保全・再生」「ワイズユース」「交流、学習（CEPA）」というラムサール条約（水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の3つの柱に沿って、関係機関と連携を取りながら、環境保全や環境教育に活かすこと。とくに、オーストラリア・ジロング市との湿地連携に基づく交流事業を充実させること。
- 1-8. 地球温暖化の緩和や生物の生息や生育の場などを提供することができる「グリーンインフラ」の活用方策について、関係局と協議のうえ検討すること。
- 1-9. 本市において、ヒアリなどの近年まで見られなかった特定外来生物が侵入してきていることから、特定外来生物についての情報を収集し、早期に防除す

る体制を引き続き整えること。また、市民への注意喚起など情報提供を適切に行うこと。

1-10. 市街地における猛暑対策として、他都市の先進的な事例を調査・研究し、日よけや緑化、ミスト等、それぞれの場所に適した効果的な方法により、公共施設への導入を促進すること。また、民間施設への導入を促す施策を実施すること。

1-11. ヒートアイランド現象及び適応策を啓発するため、市街地での気温測定と市民への周知について、引き続き実施していくこと。

1-12. 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、マスク着用時の熱中症対策について、広く市民に啓発すること。

1-13. 本市が使用する事務消耗品について、セパブル封筒の導入を検討するなど、環境に配慮した再利用の取り組みに努めること。

1-14. 本市の会議や研修にタブレット会議システムを導入するなど、コピー用紙の削減、ペーパーレス化を推進すること。

2. ごみ・資源収集とごみ処理

2-1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染者、感染の疑いがある方の家庭における可燃ごみ・資源の出し方について、使用済みマスクやティッシュを内袋で二重にする等の適切な出し方について、周知徹底すること。

2-2. 資源収集方法について他都市の調査・研究の上、本市の経費についての試算を行い検証すること。また、資源回収業者と連携をしたうえで、全ての資源ステーションを廃止し、資源を各戸収集にすることを含め、様々な可能性について検討すること。

2-3. 福岡市の夜間収集等、他都市の先進的な事例を調査・研究し、高い効果が見込まれる地域での導入の可能性について検討すること。

- 2-4. ビン、缶、ペットボトルを同一の袋で収集している京都市の例を参考に、資源の収集・選別方法の見直しについて検討すること。
- 2-5. 一人暮らしの高齢者が亡くなった際や高齢化に伴う一時的な大量ごみの収集について、対応を検討すること。
- 2-6. カラス被害防止のため、生ごみ等の可燃ごみは新聞紙等で覆うように、市民に対し再度周知すること。また、カラス被害防止に効果があるごみ袋の調査・研究を行い、費用対効果を検証のうえ、導入の可能性について検討すること。
- 2-7. 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会において、「容易に分離可能なラベル付きボトルが10パーセント以下」であることとの規格が設けられたことから、排出時にはペットボトル等からラベルを外すことを市民に対し周知し、保健環境委員の負担を軽減すること。
- 2-8. 紙製容器包装は、分別率が低く可燃ごみに混ざりやすい状況であることなどを考慮し、雑紙を合わせた紙資源として一括収集すること。
- 2-9. アルミ缶の持ち去りに対する対策を精査のうえ、改善すること。
- 2-10. ごみ処理工場の長寿命化のため、メーカーや専門機関等と協業のうえ、整備計画を作成し、改修を進めること。保守、点検作業においても、メーカーや専門機関等と協業し、適宜適切に行うこと。
- 2-11. ごみ処理工場稼働の際には、焼却余熱を有効利用し、発電設備の効率向上や還元施設のエネルギーとして使用し、資源・エネルギーが循環するまちづくりに努めること。

3. 循環型社会の実現と快適なまちづくり

- 3-1. 循環型社会の実現を目指すため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の充実を図り、引き続き市民に対し広報周知すること。とくに、学生や外

国人等、市政の情報が伝わりにくい市民や転入者が多く分別ルールが定着しにくい共同住宅の移住者等を重点対象に位置付け、その対応を行うこと。

3-2. 中小事業者への事業系ごみの3Rの啓発・指導を積極的に行うこと。併せて、テナントビルのオフィス等の排出状況を調査のうえ、適切な指導を実施すること。

3-3. 家電等の不法投棄について、関係機関と連携のうえ、パトロール等の適切な対策を強化すること。

3-4. 使い捨てプラスチック製容器包装・製品（ストロー等）の使用を控えることや、代替品の利用を促すための効果的な普及啓発を実施し、プラスチックごみの削減を図ること。

3-5. 路上における喫煙は、周囲の人に対し、やけどや被服のこげ被害を及ぼす危険性があり、吸い殻のポイ捨てが地域の清掃の負担となることから、路上喫煙禁止の徹底を図ること。

1. 高齢者の社会参加と敬老パス

- 1-1. 敬老パス制度については、私鉄への対象交通拡大及び利用限度回数の設定に向けた準備を着実にすすめるとともに、制度変更の必要性について市民の理解がえられるよう説明を尽くすこと。また、市民が親しみやすい敬老パスの名称変更について検討すること。
- 1-2. ICカード化された敬老パスの利便性を高めるため、市民経済局、交通局、健康福祉局によるプロジェクトチームにより、電子マネーの利用促進に向けた取り組みを積極的に行うこと。
- 1-3. 高齢者就業支援センター、福社会館、鯨城学園等の運営や老人クラブ活動、社会福祉協議会等への支援を通じ、高齢者の自己実現と社会参加が促進されるよう引き続き努めること。また、社会情勢や人口構造の変化により、高齢者就業支援の必要性が高いことから、就業意欲を喚起するイベントや企業セミナーの充実を図ること。
- 1-4. 高齢者に就業の機会を提供するシルバー人材センターの機能を強化し、関係局や民間部門と連携した就労・学習機会等の充実を図ること。

2. 高齢者の孤立防止と地域福祉、介護予防

- 2-1. 地域域住民が抱えるちょっとした困りごとを、住民相互で助け合う地域支えあい事業を推進し、引き続き団塊の世代を始めとした元気な高齢者の地域貢献活動を促進するとともに、子どもや若年層にも広げること。また、活動に応じて付与されるボランティアポイントの魅力を向上させ、地域支えあい事業に取り組む学区の拡大に努めること。
- 2-2. 行政、医師会等関係団体、介護サービス事業者、民生委員等の関係機関が構成員となる各区の地域ケア会議においては、高齢者が地域で安心して生活

できるよう、地域の実情に応じた支援体制について、きめ細かな検討を行い、地域包括ケアシステムの充実を図ること。

2-3. 高齢者が地域で安心して暮らすために、いきいき支援センターの専任見守り支援員による見守り体制の機能強化を図ること。高齢者の孤立防止に関するガイドラインを引き続き配布し、孤立防止の取り組みを周知啓発するとともに、地域でのネットワーク活動に必要な事項については、国や県へも協力を求めていくこと。

2-4. 高齢者福祉相談員について、福祉業務経験のある者等、業務への適正を踏まえたうえで性別に関わりなく採用を行い、機能強化に努めること。また、高齢者世帯の状況把握に努め、支援を必要とする世帯に対して重点的な支援を引き続き行っていくこと。

2-5. 各区で配布されている救急医療情報キットについて、緊急時に機能するように情報の更新や未実施区における取り組みの実施を市が主導して普及啓発すること。

2-6. 高齢者の自発的意思を尊重する観点から、法律や資産管理の専門家といきいき支援センターが連携して、任意後見制度を含む成年後見制度のさらなる利用促進を図ること。

2-7. 認知症サポーターを増やしていくために、さらなる啓発活動や、養成講座・研修等を拡充するとともに、養成したサポーターへの活動場所の情報提供やフォローアップを継続して行い、活動を支援すること。認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイト養成講座について、市職員に積極的な受講機会を設けること。

2-8. 認知症の方を介護する家族への支援として、介護に対する負担感の軽減を目的とした家族サロンや介護者への面接相談などを引き続き実施するとともに、ピアサポートを重視した家族支援プログラムの充実を図ること。

2-9. 身近な地域の集いの場となる高齢者サロンへの支援や、保健センターによる「いきいき教室」の実施等、地域での介護予防を引き続き推進すること。ま

た、運動、栄養改善、口腔ケアなどにより介護予防を図る「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の普及啓発に努めること。

3. 介護保険と介護人材の確保

3-1. 特別養護老人ホーム等の整備について、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の整備目標の達成に向けて積極的に整備すること。

3-2. 重度の要介護者、特に医療的ケアを必要とする方に対応するため、医療対応型特別養護老人ホームの整備を推進していくとともに、看護師の24時間配置に必要な補助等を引き続き実施すること。

3-3. 高齢者が安心して介護サービスを利用できるように、主治医との連携等により要介護認定の結果をできる限り速やかに通知するよう努めること。

3-4. 介護にかかわる人材不足の解消や質の向上を目指すため、ケアマネジャーによるケアプラン作成を補助する人工知能（AI）の導入について、調査・検討すること。

3-5. 介護従事者の処遇改善について、大都市民生主管局長会議等を通じ、必要な対策を講じるよう引き続き国に対し要望すること。

3-6. 本市独自の小規模介護事業所・復職者支援研修、キャリアアップ研修、福祉人材育成支援助成事業を実施し、介護職員のスキルアップを図ること。また、有識者等による介護の人材確保について検討する懇談会等を活用し、質の高い介護サービスを提供できるように努めること。

3-7. 元気な高齢者が介護の担い手となる介護助手について、啓発及び必要な支援を行い、普及促進すること。

4. 障害者福祉

- 4-1. 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」に基づき、障害者差別相談センターと連携し、講演会の開催、条例についてのガイドブックの配布等、市民への普及・啓発につとめること。併せて、職員への障害者差別解消推進に向けた研修を引き続き行うこと。
- 4-2. 障害者差別解消について、零細企業や個人商店等が合理的配慮を的確に行えるよう、周知・啓発に努めること。
- 4-3. 障害者が地域で安心して自立した生活を行えるよう、グループホームの整備促進と充実を引き続き図ること。
- 4-4. 障害者の就労・雇用の促進のため、障害者雇用支援センター及び障害者就労支援センターの運営補助、企業向け障害者雇用職場見学会の開催、就労支援機関とのネットワークによる就労支援の仕組みの構築・強化など、就労支援事業のより一層の充実を図ること。
- 4-5. 障害者がいきいきと生活し活躍できるよう、障害者スポーツの推進に一層取り組むこと。障害者スポーツセンターを、より利用しやすくなるよう運営を充実させるとともに、各区のスポーツセンター等で実施するスポーツ教室への支援・協力に引き続き取り組み、身近にスポーツに親しめる環境づくりに努めること。
- 4-6. 手話言語や障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進について、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」に基づき、普及・啓発を図ること。併せて、県の「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」について、県と連携し、引き続きその啓発に努めること。
- 4-7. 福祉都市環境整備指針に基づきバリアフリー化を進め、高齢者や障害者をはじめ、すべての人にやさしいまちづくりを進めること。

5. 社会福祉施設の災害対策

- 5-1. 社会福祉施設における大規模災害を想定した非常食・飲料水の備蓄について、入所者の症状を踏まえ、流動食、きざみ食のレトルト食品や清涼飲料水の選択を考慮する等、入所者の立場に立った備蓄の指導に努めること。
- 5-2. 社会福祉施設の福祉避難所の指定について、その促進に引き続き務めるとともに、熊本地震の教訓を踏まえて策定された福祉避難所開設・運営マニュアルに基づき、的確に開設・運営がなされるよう周知すること。

6. 生活保護、生活困窮者自立支援

- 6-1. 生活保護については、家庭訪問による生活実態の把握、資力調査等を的確に行い、真に必要な人が保護を受給できるよう適正に運営すること。不正受給を防止するための体制を充実させ、不正受給が発覚した場合は、迅速かつ厳正な対応をとること。
- 6-2. 生活保護就労支援員の指導やハローワークと連携した就労自立促進事業等により、生活保護受給者の就労による自立を促進すること。
- 6-3. 生活保護制度における医療扶助費の抑制について他都市の先進的な事例を調査・研究し、その実施を検討すること。
- 6-4. 市内3か所の「仕事・暮らし自立サポートセンター」の増設を含めた体制拡充を検討するとともに、区役所や区社会福祉協議会との連携を図り、市内全域で生活困窮者の自立に向けた相談支援をきめ細かく実施すること。特に、コロナ禍で相談・申し込みが急増している住居確保給付金については、迅速・的確に対応できるよう、独自に体制強化を図ること。

7. 自殺・依存症対策、精神保健福祉

- 7-1. 自殺対策事業の実施にあたっては、「いのちの支援なごやプラン」や副市長をトップとする自殺対策推進本部会議や庁内連絡会の開催等を通じた関係局との連携により、各相談機関の連携強化や情報共有を図るとともに、自殺者数の多い中高年男性や近年自殺の問題が深刻化している若年層を対象とした啓発事業や相談事業等の推進に努めること。
- 7-2. 自殺と関連が深い「うつ」の早期発見、早期受診を促すために、こころの健康相談について、さらに利用しやすい体制を整えること。また、その広報啓発に努めること。
- 7-3. ギャンブル等依存症について、相談窓口の充実や周知に努めるとともに、現在市内1カ所の依存症専門医療機関が増加するよう取組みをすすめること。
- 7-4. ひきこもり対策を強化するため、必要に応じて関係各局、関係機関との連携を積極的に行うとともに、サポーターを養成するなど支援の一層の充実を図ること。
- 7-5. 社会問題となっている「8050問題」について、医療、介護など制度の縦割りをなくして窓口を一本化し、就労から居場所まで、社会とつながる仕組みづくりを進めること。

8. 医療、健康増進

- 8-1. 認知症は、早期に診断・治療することにより進行を遅らせることができることから、認知症や軽度認知障害の疑いを早期発見できる認知症検診について、市民に対し広報周知のうえ、その利用を促すこと。
- 8-2. 緑内障、加齢黄斑変性症等の早期発見や予防につなげるため、専門家の意見や他都市の先進的な事例を調査・研究のうえ、40歳以上の方の定期的な眼科検診の実施を検討すること。

- 8-3. がんの早期発見、早期治療につなげるため、ワンコインがん検診のさらなる広報を行い、受診率の向上に努めること。また、若年層におけるピロリ菌検査の導入について検討すること。
- 8-4. 受動喫煙の防止を進めるため、「健康なごやプラン 21（第 2 次）」に基づき、喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する情報提供及び普及啓発を行うこと。また、外国人を含めすべての方に受動喫煙防止を分かりやすく伝えることができるように、啓発内容やその方法について工夫をすること。
- 8-5. 若年層による大麻の乱用が増加傾向にあることに加え、危険ドラッグについてもインターネットを利用して密売されるなど、青少年への乱用の広がりが懸念されることから、若年層に重点をおいた効果的な啓発活動を行う等、早急に対策を講じること。
- 8-6. 若い頃から運動習慣を身につけ、運動機能や柔軟性、バランス能力を維持していくことは、将来の転倒予防につながることから、若い世代に向けた健康づくりへの取り組みをより一層強化すること。
- 8-7. 生涯健康で心豊かな生活を実現するため、食育基本法及び食育推進計画に基づき、食育を推進すること。
- 8-9. 小児科医・産婦人科医が不足しているなかで、小児科救急医療における三次体制の確保や産婦人科救急医療における二次救急医療体制の確保を行い、緊急時にも速やかに診療が受けられるように救急医療体制を引き続き充実させること。
- 8-10. 「なごやナースキャリアサポートセンター」における研修回数や内容の見直し、ハローワークとの連携による施設見学会の開催や広報の拡大など、引き続き看護師の再就職希望者への復職支援の充実を図ること。また、愛知県看護協会と連携しながら看護師の再就職を促進すること。
- 8-11. 国民健康保険においては、被保険者証の一斉更新時を利用したジェネリック医薬品希望カードの配布、広報なごや等によるお知らせを引き続き実施するとともに、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の「差額通知」により、ジェ

ネリック医薬品のさらなる普及に努めること。

8-12. 定期インフルエンザ予防接種について、市公式ウェブサイト、広報なごやの他、医療機関におけるポスター掲示、リーフレットの配付、更にラジオ・メディア等により効果的な広報、啓発に努め、予報接種率を上げるよう努めること。

9. 犬・猫殺処分ゼロ対策、その他の保健衛生行政

9-1. なごやかキャットサポーター・獣医師・行政の連携や協力を深めることで、地域でのら猫を適正に管理する「なごやかキャット推進事業」をより一層進めること。また、犬猫の譲渡ボランティアを支援する取り組みを進め、避妊・去勢手術やワクチン接種費用を公費負担とし、その費用を譲渡先へ求めるシステムの検討をすること。また、犬の殺処分頭数ゼロを継続するとともに、猫についても処分頭数の一層の減少を図ること。

9-2. 犬・猫の多頭飼育について、その実態を把握し、適切な指導や支援が可能な届出制度等の体制を速やかに構築すること。

9-3. いわゆる民泊の届出を受理する場合は、管理規約や賃貸借契約書等の内容を厳重に確認すること。また、民泊に係る苦情相談体制の充実を図り、市民の安全・安心の確保に努めること。

9-4. 合葬式墓地など永代式施設に対する市民ニーズが非常に高いことから、その設置に向けて関係局と連携して検討を進めること。

9-5. 保健センター庁舎について、区役所との合同庁舎化・同一フロア化の可能性を今後も積極的に模索すること。また、確保が困難である公衆衛生医師について、保健センター所長に医師を配置できるようにするなど、その確保に努めること。

1. 保育

- 1-1. 初の7年連続待機児童ゼロを達成した本市であるが、子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、民間保育所等の整備補助、賃貸方式による民間保育所等設置、小規模保育事業所の設置等をさらに進め、未利用児童も含めた待機児童ゼロを目指すこと。公園や学校施設等、市が所有する施設の活用を引き続き積極的に推進すること。
- 1-2. 保育所等の利用申し込みについて、スマホ社会における利便性向上のため、オンライン申請の導入について検討すること。
- 1-3. 休日保育事業、一時保育事業、病児・病後児デイケア事業、障害児保育、産休・育休あけ保育所等入所予約事業、24時間緊急一時保育事業については、ニーズの増加を踏まえ、継続・拡充すること。
- 1-4. エリア支援保育所事業の充実により、公立・民間保育所のスキルアップや情報共有をすすめ保育の質を高めること。また、保護者の支援に努めるとともに、保護者と保育所の相互理解を図るため、保護者へのアンケートによる意見聴取等、運営の透明化に向けた取り組みを行うこと。
- 1-5. 保育士が慢性的に不足している状況を踏まえて、さらなる保育士の処遇改善と働きやすい環境の整備を行うこと。公私間格差是正を目的とした民間社会福祉施設運営費補給金制度を引き続き維持すること。
- 1-6. 公立保育所における紙おむつ処分を引き続き実施するとともに、民間保育所での紙おむつ回収が推進されるよう補助の継続、支援に努めること。
- 1-7. 保育利用申込書等について、家族形態の多様化を踏まえ、「父」「母」が予め印字されている箇所をなくし、父母の二人親以外の世帯も快く申し込むことができるように書式を見直すこと。

2. 子ども・親総合支援

- 2-1. さまざまな悩みや不安を抱える子どもと親に対して総合的に支援するために、「ナゴヤ子ども・親総合支援推進調整会議」において全庁的な取り組みを進めるとともに、「ナゴヤ子ども・親総合支援基金」により立ち上げた家庭訪問型相談支援モデル事業、子どもライフキャリアサポートモデル事業等が、着実に定着するよう必要な予算措置を講ずること。
- 2-2. 改正された「なごや子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利について広く普及啓発するとともに、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」について周知し、適切に運用すること。
- 2-3. 子ども・若者総合相談センターについて、自立までの一貫した支援を行うため、各支援機関で行う支援内容のコーディネートやケースワークを担当する相談員等の配置を拡充するとともに、「金山ランチ」におけるオープン型交流スペースでの居場所づくりや、SNSを活用した相談を引き続き実施すること。
- 2-4. 就労困難な若者が本人の特性や能力に応じた働き方ができるよう、若者と企業の両方をサポートする「若者・企業リンクサポート事業」を拡充するとともに、企業・経済団体との連携を推進すること。
- 2-5. 若者自立支援ステップアップ事業において、親をはじめとした家族に対するライフプラン作成等の親支援サービスを実施すること。また、企業における社会体験の機会の提供など就労困難な若者の就職準備に向けた支援を継続し、引き続き若者の自立支援を進めること。
- 2-6. 家出や性搾取被害、性暴力や虐待等の様々な困難を有する若年女性に対して、民間支援団体と連携したアウトリーチや居場所の確保を行う「若年被害女性等支援モデル事業」を実施する等、困難な問題を有する若年女性を適切な支援に繋ぐ取り組みを実施すること。

3. 子育て支援

- 3-1. 子ども医療費の自己負担分無料化を継続し、通院も18歳まで助成対象に拡充すること。
- 3-2. 妊娠期から産後の母親の心と身体を健やかに保つため、訪問事業、産前・産後ヘルプ事業、産後ケア事業、子育て総合相談窓口(子育て世代包括支援センター)、産婦健康診査等、妊娠期からの切れ目のない支援をより一層充実させること。特に、乳幼児健康診査未受診者等のハイリスク世帯に対しては、子どもの健康状態や子育て環境を把握するため、訪問指導・アウトリーチに粘り強く取り組むこと。
- 3-3. 発達障害に対する認知の高まり等のニーズの増加を踏まえ、地域療育センターの増設を早期に実現し、早期子ども発達支援施策の推進を図ること。
- 3-4. 福祉都市環境整備指針に基づいて、「授乳及びおむつ交換のためのスペース」や「乳幼児用ベッド・乳幼児用いすの備わった便房」の整備を進めるとともに、市民への情報提供をより一層努めること。
- 3-5. 妊娠による失業・退職等により、経済的に困窮する世帯についての実態を調査するとともに、妊娠期の一時的な生活資金の貸付制度を創設すること。
- 3-6. 思いがけない妊娠について、助産師が電話・メールで相談対応する「なごや妊娠 SOS」について、相談時間の拡大、SNS 相談の導入等の拡充を図るとともに、若年層が目にしやすい方法での広報の強化に努めること。
- 3-7. 「第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」に基づき、子育てや生活の支援、就労支援、子どもの生活や教育の支援などを一層推進するとともに、多岐にわたる支援事業・施策についての情報を効果的に得ることができるよう情報提供に努めること。
- 3-8. ひとり親家庭の中学生の学習支援や高校生世代への学習・相談支援事業について、多様な選択肢等、より参加しやすいものとなるよう工夫し、参加率向上に努めること。

3-9. 多胎児家庭の保護者の身体的・精神的負担軽減を図るため、乳幼児健診の同行支援に加え、家事支援のためのホームヘルパー派遣等更なる支援を拡充すること。

4. 児童虐待・DV防止等

4-1. 児童虐待の根絶を目指し、児童虐待防止推進を行う月間や関係機関の連携を強化し、なごやこどもサポート連絡協議会や各区連絡会議において、児童に関わる関係機関との情報交換、連携を引き続き行い、児童虐待の防止に取り組むこと。

4-2. 地域において子育てを見守るなごやすくすくボランティアについて、コロナ禍におけるオンライン講座の実施を含め、ボランティア養成を推進すること。

4-3. 児童福祉司の増員など児童相談所の体制強化を図るとともに、コロナ禍においてもオンラインを取り入れる等の工夫をし、義務化されている研修を含む職員研修を着実に実施し、職員の質の向上に努めること。

4-4. 児童養護施設入所児童の施設退所後の自立を推進するため、民間児童養護施設の自立支援担当職員による継続的な支援を行うとともに、就労に関する相談・支援やステップハウスの活用等、施設退所後に安定した生活を送れるよう、入所児童の自立をより一層支援すること。

4-5. 里親制度の普及、里親登録者の増加を図るため、広く市民向けの広報・啓発等を行い、保護者による養育が望めない社会的養護が必要な児童が家庭的な環境で養育される体制作りを推進すること。

4-6. 配偶者からの暴力（DV）の根絶を目指し、相談支援体制強化について検討するとともに、令和2年度に策定予定の「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」に基づき、DV被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した総合的なDV対策の積極的な推進に努めること。

4-7. 障害を持つ親やきょうだい等を介護するヤング・ケアラーの実態を把握し、対応を検討すること。

5. 子ども会・放課後施策

5-1. 小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性を踏まえ、トワイライトルームやトワイライトスクールの実施、留守家庭児童の健全育成事業に関する助成を充実させること。

5-2. 子ども会へ加入する児童の増加のために、積極的な広報活動を行い、地域とともに子育てを支えられるよう、引き続き助成を行うこと。

住宅都市局

1. 災害対策

- 1-1. 都市再生安全確保計画に基づき、名古屋駅周辺地区、金山駅周辺地区を始め、必要な地区においては、地元事業者と連携しながら、計画の周知・拡充及び帰宅困難者対策に係る取り組み、更には、関係機関と連携を図りながら、備蓄物資の配備など、帰宅困難者対策に引き続き積極的に取り組むこと。
- 1-2. 民間事業者や関係各局と連携のうえ、また、防災危機管理局と協業のうえ、帰宅困難者用防災備蓄物資の確保に取り組むこと。
- 1-3. 河川や港の調査を行い、液状化の恐れのある堤防等の対策を進めるよう、国・県及び名古屋港管理組合に要望するとともに、情報共有を図ること。
- 1-4. 北海道胆振地方を震源とする地震を踏まえて、南海トラフ巨大地震における液状化が予想される地域やその対策について万全を期すため、国や民間事業者の技術的検討の動向を注視しながらその対応を検討すること。
- 1-5. 耐震改修が必要とされる住宅・建築物に関しては、大規模災害に備え耐震改修制度の利用を促し、引き続き耐震化の促進に努めること。
- 1-6. 空き家や賃貸住宅においては、速やかに所有者の特定をしたうえで、耐震化率の目標達成に向けた施策を積極的に進めること。
- 1-7. 民間ブロック塀等撤去助成について、職員が現地に赴く等、ブロック塀所有者に対し、その制度を周知徹底するとともに、申請手続きを簡素化すること。

2. 市街地の開発整備

- 2-1. リニア中央新幹線の開業に向けて、名古屋駅を発展的に整備するため、県と連携して国への働きかけを行い、名古屋駅周辺のまちづくりや交通網の整

備に関する支援など、地域の活性化に資するための施策を積極的に講じること。

2-2. リニア中央新幹線の開業に向けて、「なごや交通まちづくりプラン」に基づき、都心部幹線道路の機能を整理し、乗り換えの利便性を追求した名古屋駅周辺の再整備、にぎわい空間の創出に努めること。

2-3. ささしまライブ 24 地区の整備や名駅南地区の民間再開発に関わる笹島交差点以南の地下歩行者空間について、将来の歩行者交通量を見据えたあり方を十分に検討し、名古屋駅地区のアクセス向上策の整備を進めること。

2-4. 名古屋駅周辺地区開発と並行して、将来的な都心部への自動車の流入抑制の検討を行うなど、交通の円滑化に向けて対応すること。

2-5. 栄地区まちづくりプロジェクトの推進について、久屋大通公園の北エリア・テレビ塔エリアについて、「久屋大通のあり方」に基づき、Park-PFI 制度を活用した整備事業を着実に進めること。その際、近隣住民だけでなく関係企業やまちづくり団体とも連携を図り、南部への影響も十分に考慮しながら、栄全体の魅力向上を図るとともに、新たな活力を呼び起こすような事業を展開すること。

2-6. 栄地区グランドビジョンに基づく久屋大通公園の「栄バスターミナル跡地」(噴水南のりば)を含む南エリアの再生については、市民の意見を聴取しながら、北エリアとの回遊性を考慮のうえ、総合的に進めること。

2-7. 水上交通定期運航のモニタリング調査や水上交通の活性化検討の結果を踏まえ、堀川を活用した船上ツアーや、中川運河、名古屋港の水上交通を整備する等、市内の観光地へのアクセスの充実を図り、港・水辺の魅力向上のため、民間事業者による水上交通の実現に向けた具体的な方策を検討すること。

2-8. 熱田神宮界隈の活性化を図るため、熱田区役所南側の未利用地について、鉄道事業者(JR、名鉄、地下鉄)が隣接することを踏まえ、地域と連携のうえ、その活用策について検討を進めること。

2-9. 中川運河から創出する産業活性化に向けた新たな仕組みについて引き続き研究を行い、中川運河の再生に関わる市民・企業・学校・行政等で構成する「中川運河再生プラットフォーム」を活用しながら、新たなマネジメント体制としての「中川運河クリエイティブタウンセンター」の設立について検討し、モノづくり産業ゾーンでの産業振興への貢献や産業空間の魅力向上を行うこと。

2-10. 金城ふ頭の整備として、レゴランドを中心とした回遊性や交通アクセスの向上が図られ、ふ頭全体としての開発を着実に実行すること。

2-11. アジア競技大会選手村として、令和4年4月に弥富市へ移転する名古屋競馬場の敷地の開発については、「第20回アジア競技大会選手村後利用基本構想」に基づき、大会のレガシーとして市民に親しまれるとともに、あおなみ線を含む港北周辺のまちづくりに寄与する効果的なものとなるよう、事業者の選定等、着実にすすめること。

2-12. 守山区志段味地区において、特定土地区画整理事業を促進し、計画的な市街化を早期に図ること。とくに進捗遅滞が懸念されている中志段味地区における特定土地区画整理事業については、地元住民の声を聞きながら名古屋市として積極的に最大限の支援をしていくこと。

2-13. ガイドウェイバスシステム志段味線の高架区間の延伸を実現するための調査、検討をすること。

2-14. 地域の活性化を図るため、地区の特性に応じて、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等による都市基盤の整備を引き続き推進すること。

3. まちづくり

3-1. 名古屋都市センターの機能を強化し、市民への積極的な情報発信に努めること。

3-2. 「なごや集約連携型まちづくりプラン」に基づき、名古屋市における高齢化による世帯消滅と市街地への影響について精査し、成熟した市街地を活用したまちづくりを進めるために、鉄道駅周辺を中心に既存ストック等の有効活用や機能更新などを行う施策を検討すること。

3-3. 新たな路面公共システムの検討に基づき、市電のような路面公共交通の復活を計画する際には、既存の交通システムや都心全体の回遊性への影響を精査のうえ、市全体の活性化に繋げること。

3-4. 環状二号線の名古屋西―飛島間開通と富田・南陽インターチェンジの整備に伴い、地域住民の意見を踏まえたうえで、周辺地域の土地利用や街づくりについての検討を行うこと。

4. 名古屋高速道路

4-1. 名古屋高速道路の渋滞対策やアクセスの改善を引き続き進めること。

4-2. 名古屋高速道路を安心して快適に利用するために、高速道路橋げたの点検整備を引き続き着実にを行うこと。

4-3. 名古屋高速道路の新たな利用料金体系の導入に際しては、その情報開示を適切に行うとともに、利用者への理解が得られるように努めること。

5. 住宅

5-1. 市営住宅の建替事業について順次適切に行うこと。また、建替事業に際し、今後の高齢者への介護サービスに対応するため、介護福祉自動車の駐車スペースの確保などに配慮すること。

5-2. 耐震化率の低い市営住宅の建て替えにおいては、時期を待たずに居住者に説明を行うことで、退去を希望する世帯に、可及的速やかに引っ越し費用等の補助をすること。

5-3. 市営住宅について、特定の住宅に応募が集中している現状を踏まえ、その解消を図る取り組みを行うこと。

5-4. 民間住宅ストックを活用した住宅セーフティネットづくりをさらに充実させること。

6. 行政改革

6-1. 市営路外駐車場の施設管理について、民間移管も含め運営のあり方を検討し、効率的・効果的な管理・運営に努めること。

6-2. 営繕部の建築受託工事の監理及び保全業務について、民間に委ねられる部分は移管し、引き続き組織体制のスリム化を図ること。

1. 緑のまちづくり推進と公園の整備

- 1-1. 新しく策定されたなごや緑の基本計画に基づき、グリーンインフラ（自然環境が有する機能を社会におけるさまざまな課題解決に活用しようとする考え方）を積極的に整備する等、関係局と連携のうえ、産学官民のパートナーシップにより緑のまちづくりの推進を着実に進めること。
- 1-2. 街路樹による美しい道路景観の創出が図れるよう、適切な街路樹剪定等の維持管理を行うこと。また、「緑のパートナー」等、道路空間の景観向上及び地域に愛される街路樹づくりを進めることを目的とした制度の活用を進めること。
- 1-3. 公園経営事業展開プランで掲げた戦略（①公園の特性を生かした公園経営の推進、②市民・団体の参画・協働の推進、③民間活力導入体制の整備、④公園経営の品質を高める評価の実施）を着実に推進すること。
- 1-4. 「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」に基づき、関係権利者や地域住民に説明・相互理解のうえ、都市計画の区域見直しと事業推進により未整備公園緑地の解消に努めること。
- 1-5. 誰もが人や自然とふれあえる名古屋の名所づくりとして、相生山における計画を推進するとともに、交通課題への対策もすすめること。
- 1-6. 農家の高齢化・後継者不足や農家・農地の減少など厳しい状況のなか、持続可能な都市農業を推進する事業を推進すること。また、ふれあい農業（地産地消、「農」のある暮らしづくり）を推進すること。
- 1-7. 名古屋市みどりが丘公園において、新たな形態の墓地（合葬式墓地等）の導入を含めた墓地整備事業全体の見直しを進め、関係局との情報共有を図りながら、市民ニーズに対応できるようにすること。

1-8. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、公園の管理については、必要に応じて複合遊具等の利用禁止措置を実施する等、適切な対応をとること。

2. 災害に強いまちづくり

2-1. 震災に強いまちづくり方針において、広域避難地・一時避難地として計画された都市計画公園の整備を引き続き進めること。

2-2. 災害対策として、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強を引き続き進めること。また、耐震補強が困難である橋梁については、改築による耐震化を進めること。

2-3. ゲリラ豪雨に対応するための河川等の整備促進及び既存治水施設の維持管理の強化を行うこと。

2-4. 南海トラフ巨大地震の発生による甚大な被害発生を想定し、平成31年3月に策定された名古屋市無電柱化推進計画を着実に進めること。

3. 交通安全対策と安全・快適な道路整備、親水環境の整備

3-1. 交通事故の防止を図るため、防護柵やカーブミラーの設置、ならびに歩道の整備を引き続き実施するとともに、自動車に安全な通行を促すため、区画線の整理や通学路の路肩カラー等を進めること。さらに、昨今の事故の特性を踏まえ、他都市の先進的な事例を調査・研究のうえ、適切な対応をすること。

3-2. キッズゾーン設置等、未就学児童の交通安全対策を推進すること。

3-3. 福祉都市環境整備指針に基づき、道路や施設のバリアフリー化を引き続き進めること。

3-4. 道路補修工事などが一定期間に集中することを避け、計画的に行うこと。

- 3-5. モバイル端末を利用した市民参加による公共土木施設の損傷箇所等に伴う通報及び情報共有に係るシステムの構築について、他都市の導入事例における問題点や課題の検証を踏まえ、本市の実情にあわせた手法により速やかに導入すること。
- 3-6. 市中心部における道路の遮熱性舗装について、国や他の自治体の動向、新たな技術開発等を調査・研究のうえ、その採用を検討すること。
- 3-7. 自転車道・自転車レーン等の自転車利用の環境整備を図り、市内の鉄道主要駅における自転車駐車場の整備をさらに進めること。
- 3-8. 自転車利用者に対して、駐車場の利用を進める啓発活動を行い、歩行者の通行の妨げとなる放置自転車の削減を図ること。また、悪質な放置自転車は、効果的な手法を考慮のうえ、速やかに撤去活動を行うこと。
- 3-9. 「堀川まちづくり構想」に基づき、関係機関と協業のうえ、水に親しむ環境づくりを進めることで、堀川を基軸としたにぎわいづくりを推進すること。

4. 東山動物園

- 4-1. 東山動植物園再生プランに基づき着実に整備を進めること。特に、生体展示や催事の工夫はもちろん、積極的な情報発信とお客さま意見の聴取、開園時間・休園日の工夫等に努めること。
- 4-2. 導入が期待されているコモドオオトカゲ（通称：コモドドラゴン）については、引き続きインドネシア現地動物園（タマンサファリインドネシア）との交流を深め、建設的に進めること。
- 4-3. 東山動植物園の生体展示等について、専用アプリをつかった音声ガイドの導入や、触って大きさが体感できる原寸大模型の設置等、情報のユニバーサルデザイン化をすすめること。

消防局

1. 消防・救急活動

- 1-1. 更なる緊急需要の増大に備え、救急隊の増隊を進め、搬送時間の短縮を図るとともに消防隊との連携を強化し、より迅速に傷病者を医療機関に収容できるように救急サービスの向上に努めること。
- 1-2. 総務省消防庁が行う迅速な救急搬送を目指した救急隊運用最適化の研究に引き続き協力し、救急搬送の迅速化に向けて、鋭意取り組むこと。
- 1-3. 消防ヘリコプターについて、必要な訓練を実施し、操縦及び救助技術の向上を図ることで、緊急要請に安全・確実に対応できる万全の体制を整えること。
- 1-4. 南海トラフ巨大地震などの大規模災害や火災現場で、被害状況の把握や要救助者の発見のために、計画的に市内全域でドローンを運用できる体制を整えること。
- 1-5. 消防バイクの運用方法や配置台数および配置場所について、引き続き精査をし、消防活動体制を整えること。
- 1-6. 救急車両や消防車両の適切な更新、機器や装備品の充実強化に取り組むこと。また、庁舎の改修を計画的に行うこと。
- 1-7. 日本語コミュニケーションが困難な外国人からの 119 番通報受付を円滑に行うため、引き続き、民間通訳事業者サービスの活用により多言語対応の運用に努めること。
- 1-8. 新型コロナウイルス感染症など、様々な感染症に対応するすべての消防職員が有事の際にも万全の体制で活動できるように、感染防止対策を徹底すること。

2. 救急活動への意識啓発

- 2-1. 救急車の適正利用について、引き続き普及啓発に努めること。
- 2-2. 応急手当研修センター及び各消防署を拠点にAEDの使用方法を含む講習を実施し、応急手当の普及啓発に努めること。また、応急手当講習等については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を万全にするとともに、講習の実施方法を工夫すること。
- 2-3. 救急活動に市民の理解が得られるように、引き続きSNS等を有効活用した情報発信に努めること。

3. 消防団

- 3-1. 消防団員の処遇について現場の意見を聴取し、必要な改善を図ること。併せて、消防団員の知識・技術の向上を図るためにマイスター教養等の内容を充実させること。
- 3-2. 消防団の運営経費について、一部の負担金においては、相互の流用が可能であること等、活動の実状に応じて柔軟に使用できることを、確実に周知し、消防団の円滑な運営に努めること。
- 3-3. 消防団の活動拠点である詰所や車両の市有化に向けて、その整備方針を作成するとともに消防団が活動しやすい環境づくりに努めること。また、消防団の活動に必要な装備や資器材等を精査のうえ、更なる充実を図ること。
- 3-4. 消防団員の充足率向上に向けて、女性や若年層に対する入団促進を始めとする消防団の活性化を図るため、ポスターなどを利用した広報・啓発活動を更に強化すること。
- 3-5. 地域の実情を鑑み、外国人の消防団への入団について、制度を検討すること。

3-6. 年初の出初式やポンプ操法等の屋外の行事や訓練については、公職者、関係各署の挨拶の時間を短縮、省略する等、団員の体調や気候に配慮したスムーズな運営を行うこと。

3-7. 新型コロナウイルス感染症拡大時に消防車両等で広報活動を行う際は、三密を避け、使用後の消毒について徹底するなど、感染防止対策を万全にすること。

4. 減災・予防対策

4-1. 家庭の防災力向上のために実施している消防職員による戸別訪問（モデル事業）について、成果を検証したうえで、市内すべての家庭の防災力が向上するように継続的に実施すること。

4-2. 地域における家具の転倒防止対策のニーズにあわせ、家具の固定を行うボランティア養成を進めるとともに訪問は新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底したうえで実施し、家具転倒防止対策を推進すること。

4-3. 区役所や区政協力委員などの関係団体と協力・連携し、自主防災組織の育成を積極的に行うこと。

4-4. 火災件数を減少させるために、予防広報用資器材や印刷物等を作成し、さまざまな火災予防広報行事等に活用して、市民の防火意識向上に向けた普及啓発を図ること。

4-5. 住宅用火災報知機の設置に向けた普及啓発、小規模社会福祉施設等における適切な防火安全対策への取り組みに努めること。

4-6. 新型コロナウイルス感染症予防対策として事業者が設置しているビニールシートや、アルコール消毒液は、設置状況によっては防火上問題がある場合があるため、正しい設置方法等について啓発し、注意喚起すること。

上下水道局

1. 安心・安全でおいしい水道水の安定供給

1-1. 水道水の安全性・おいしさを維持するため、浄水場から一般家庭に至る残留塩素濃度の適正な管理を行うこと。また、名古屋の水道水の特徴を捉えたプロモーション活動を行うこと。

1-2. 木曾三川流域の水環境を守ることを念頭に、イベント等を通じて、上流地域と下流地域との交流を図ること。また、流域自治体間の連携を深めて、安心・安全でおいしい水道水の安定供給に資する施策を展開すること。

1-3. 第45次配水管網整備事業に基づき、配水管の更新・耐震化を行うこと。

2. 下水道整備

2-2. 中川区、港区の庄内川西部地域、守山区の志段味地区、緑区の一部地域の下水道未整備地域において、他事業等と調整のうえ、早期解消に努めること。

2-2. 引き続き合流式下水道改善の推進に努めること。

3. 災害対策

3-1. 地震に備えて、水の安定供給が確保できるよう、適切に配水管の耐震化を行うこと。とくに指定避難所などの防災拠点に至る公道部の配水管の耐震化を早急に行うこと。

3-2. 地震に備えて、トイレ等が衛生的に確保できるよう、適切に下水管の耐震化を進めること。とくに市立小中学校や指定避難所等と水処理センターを結ぶ公道部の下水管の耐震化を優先すること。また、液状化想定区域内におけるマンホールの浮上防止対策を引き続き推進すること。

- 3-3. ゲリラ豪雨等に対応するため、雨水貯留施設やポンプ所の整備等を急ぐこと。また、豪雨による浸水状況を覚知、検証のうえ、必要な対策を講ずること。併せて、名古屋市総合排水計画に基づく施設整備を推進すること。
- 3-4. ゲリラ豪雨等による浸水被害軽減のため、速やかに雨水情報の提供を行うとともに、ハザードマップに想定される浸水被害地域には、常時から注意を呼びかける等、減災に対する意識啓発に努めること。
- 3-5. 他都市の災害・復興支援に職員を派遣した際には、現地での災害・復興支援等によって得られた知識・経験を、災害対策の施策に活かすこと。

4. 環境保全、経営強化とお客様サービス向上

- 4-1. 木曾川水系連絡導水路事業について、渇水や災害等、水資源をめぐるリスクを考慮して、長期的な視点に立ち、総合的に判断し対応すること。
- 4-2. 浄水場、水処理センターにおいて、環境負荷の低減を図る省エネルギー機器を導入する等、環境対策に努めること。併せて、再生可能エネルギーの有効活用を推進すること。
- 4-3. 災害に備えて、市民、事業者に対し、災害対策用備蓄飲料水「名水」のプロモーション活動を展開し、さらなる普及に努めること。
- 4-4. 上下水道局所有の資産の有効活用を図り、収益の安定的な確保が見込まれる施策を強化、継続すること。
- 4-5. 水道使用料金の収納力向上のため、利用者が納めやすい体制の調査・研究を行い、インターネットバンキングからの振込み等の方策を検討すること。

交 通 局

1. 新型コロナウイルス感染症対策

- 1-1. 地下鉄駅務員・運転士・車掌及びバス運転士等の手指消毒、マスクの着用を引き続き徹底すること。また、体調管理に万全を期すこと。
- 1-2. 駅構内の消毒清拭、駅長室及び改札窓口にビニールカーテン及び消毒用アルコールの設置、窓口等に列を作る際の「三密」回避を引き続き徹底すること。
- 1-3. 地下鉄・市バス車両における消毒清拭、換気扇稼働及び窓開け等を引き続き実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の罹患者が車両を利用していたことが判明した場合、速やかに消毒清拭を実施すること。
- 1-4. 国や愛知県から緊急事態宣言が発出され休業協力要請がなされた場合、適切に地下鉄・市バスの運行を一部休止すること。
- 1-5. 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止拡大に向けた対応として、所管施設の臨時休館と乗客誘致イベントの中止等を適切に行うこと。また、その情報発信を市民へ適切に行うこと。
- 1-6. 新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、利用者の時差出勤等の参考とするため、通勤・通学時間帯における地下鉄車内の混雑状況をホームページ等において公表すること。
- 1-7. 新型コロナウイルスの影響による地下鉄・市バスの利用人員の減少や新しい生活様式に対応するため、今後の交通局の事業収支のあり方や減収への対応策について検討すること。

2. 安心・安全対策

- 2-1. 市バス全車両に設置した運行支援システムの活用や、事故や運行ミスの防止対策についての研修を行い、法令やルール・手順を遵守する職場の風土づく

りと職員の意識改革を進め、事故や運行ミスの防止に取り組むこと。また、ドライブレコーダーの機能強化やバス車両への安全確認放送装置の設置を引き続き行うこと。

2-2. 市バス運転士による営業運行中の道路交通法違反（信号無視、横断歩道における歩行者妨害（一時停止違反）等）として、警察署から交通反則告知書が交付される事案が散見されることから、運行管理者における指導を徹底すること。

2-3. 駅ホームでの安全対策を強化するため、駅ホームカメラの録画化を進めるとともに、駅施設の安全利用の観点から必要な個所への駅構内カメラの設置を引き続き検討すること。また、多様化する迷惑行為を防止するため、職員による巡回や放送による啓発、鉄道警察隊等関係機関と一層の連携を図ること。

2-4. 女性専用車両の利用促進を図るため、駅改札や車内放送において、女性専用車両の運行をお客さまに周知すること。

2-5. 地下鉄駅のお客さまの安全確保のため、可動式ホーム柵の整備を計画的に進めること。また、超高齢化社会の到来に備えて、利便性向上の観点から地下鉄駅のエレベーター整備について計画的かつ速やかに進めること。

2-6. 地震やその他災害に備えて、引き続き地下鉄構造物の耐震補強を行うこと。また、帰宅困難者対策について、関係局と連携のうえ、誘導・退避施設の運営、情報共有体制、備蓄のルールを再確認のうえ、災害に適切な対応ができる体制を整えておくこと。

2-7. お客さまの利用が多い主要駅での旅客流動調査を踏まえ、混雑緩和対策の検討を行うこと。また、乗り換えや電車を待つ際、お客さまのスペースが十分とは言えない駅については、駅拡張工事を含む安全対策を検討すること。

2-8. 「危険なバス停」の調査結果を踏まえ、横断歩道に近接するバス停のうち歩行者用信号機が設置されていないものなど危険度の高いものを優先して、バス停の移設を含めた安全対策を関係機関と協議のうえ実施すること。

2-9. 子ども用車椅子について市民への意識啓発を行い、地下鉄や市バスで円滑に利用できるように努めること。

3. 利便性の向上

3-1. 観光スポット、駅番号などからの検索により乗車券を購入できる機能を備えた旅行者向け券売機の設置を計画どおり進めること。

3-2. お客さまへのサービス向上の観点から、既設置駅における需要を検証のうえ、地下鉄駅構内への宅配受取ロッカーの増設を検討すること。

3-3. 国におけるキャッシュレス推進施策や今後の電子マネーの普及を踏まえ、ICカード「mana」のモバイル化について引き続き検討すること。

3-4. 超高齢化社会の到来に向けて、市バスを利用するお客さまのため、バス停留所施設の整備・改修を進め、停留所のベンチ・上屋の増設を行うこと。

3-5. 市バス・地下鉄へのピクトグラムなどを活用した誰もが分かりやすい「案内サイン」を順次整備すること。

3-6. 経年している地下鉄駅については、明るく清潔感のある快適・便利な駅空間を提供するため、計画的に地下鉄駅をリニューアルして、施設美観や機能向上に努めること。また、お客さまへの利便性向上のため、伏見駅における駅ナカ事業を踏まえ、他駅における駅ナカ事業の可能性を検討すること。

3-7. 市バスの路線や運行回数について、お客さまの利用状況の把握や地域の意見、また地域の高齢化の状況を踏まえ、総合的に判断すること。

3-8. 金曜日に行われている地下鉄東山線における終電延長（キントレ 101）を引き続き継続すること。

3-9. 地下鉄駅名称懇談会の審議を経て新駅名の決定が行われた際には、広報周知のあり方を検討のうえ、積極的な情報発信を行うこと。

3-10. 地下鉄車両の液晶式案内表示の多言語化をはじめ、引き続き多言語対応への取り組みを進めること。

3-11. 企業などから寄附されている地下鉄駅における「友愛の傘」について、持続可能なシステムとなるよう他都市の有料傘シェアリングの事例を調査・研究のうえ、その導入について検討すること。

4. 経営改善

4-1. ラッピング市バス・地下鉄広告の販売促進、デジタルサイネージ広告を利用した地下鉄駅構内や通路での広告の販売促進等、付帯収益をさらに高めること。また、駅ナカ事業の可能性についても検討すること。

4-2. 名古屋市営交通事業経営計画に即した経営改善に努めること。

病 院 局

1. 医療の質の向上

- 1-1. 新型コロナウイルス感染症対策として、医療現場に不可欠なマスク、防護服等、物資を確実に確保し情報共有が出来る限りなされる安定した環境づくりに努めること。
- 1-2. 各病院において安全管理のための指針を整備し、その取り組みを徹底させること。とくに発生したヒヤリ・ハット事例等の原因分析・予防対策の検討を行うなど、医療事故の未然防止・再発防止に努めること。
- 1-3. 市民への質の高い医療を提供するため、医療従事者が働きやすい環境の整備を進めるとともに、医師・看護師の確保に努めること。
- 1-4. 職員一人ひとりが、「名古屋市立病院改革プラン 2017」を実現できるように専門職としての役割を果たし、また病院の経営状況を認識したうえで、医療の質と効率性を高めること。
- 1-5. 東部医療センターでは、断らない救急を目指した救急医療体制の充実に努めるとともに、心臓血管疾患や脳血管疾患に対する高度・専門医療を推進し、西部医療センターでは、小児・周産期医療及びがん治療に特化する等、それぞれの病院の特色を最大限に活かすこと。
- 1-6. 緑市民病院について、産婦人科医の確保に努め、名古屋市南部唯一の地域密着型の市立病院として、市民が安心して分べんができる環境整備を構築できるように努めること。

2. 利便性・サービスの向上

- 2-1. 旧棟取り壊し等工事を行っている東部医療センターにおいて、駐車スペースを確保し、患者や職員の利便性を損なわないよう引き続き留意すること。また、

車両の出入りについて、警備員の配置や案内表示を設置する等、周辺道路が渋滞しない対策を継続すること。

2-2. 西部医療センターにおいて、診療の待ち時間対策として、引き続き医師事務作業補助者を配置して、業務の効率化を図るなど、患者の負担を軽減する取り組みを行うこと。

2-3. 病院サービスの提供について、利用者がインターネットでの予約確認やその変更、取消、現在の呼び出し番号の確認ができるようにする等、引き続き利用者への利便性の向上を図ること。

2-4. ジェネリック医薬品等について、その品質・安定供給・薬剤情報提供などを総合的に判断のうえ、その使用拡大に努めること。その際、患者へのインフォームドコンセントを徹底すること

3. 安定的な経営

3-1. 名古屋市立病院改革プラン 2017 に沿って東部・西部医療センターの大学病院化を速やかに進めること。市立大学病院化に伴う本市職員の異動にあたっては、勤務条件や保障（年金・健康保険等）など説明会を丁寧に行い、相談窓口を設けること。

3-2. DPC 対象病院において、医療資源をより効率的に活用し、費用を最小限に抑えることで経営改善を図ることができることから、後発医薬品の推進やコンサルティング会社等を利用した診療材料の価格交渉など、医療の質を落とすことなく経営改善に努めること。

3-3. 市立病院の安定的な経営のため、引き続き医師・看護師の確保に努めること。併せて、市立病院が市大医学部卒業生に就職先として選ばれるように、臨床研修プログラム等を魅力あるものにすること。

教育委員会

1. なごや子ども応援委員会、子ども・親総合支援

- 1-1. なごや子ども応援委員会の充実した体制づくりや、全中学校への常勤のスクールカウンセラー、総合援助職の配置のために、有能で熱意ある人材の確保に努めること。
- 1-2. なごや子ども応援委員会に寄せられた相談事例を精査・共有する体制を整え、相談対応の向上を図ること。
- 1-3. なごや子ども応援委員会をより身近で相談しやすいものとするために、親しみやすい広報宣伝物等により、児童・生徒や保護者に広く周知すること。
- 1-4. キャリア支援モデル事業を推進し、子どもたちの生涯を通じた発達を支援する教育をすすめること。

2. いじめ対策

- 2-1. スマートフォン等、インターネットを使ったいじめが見過ごされることのないよう、ネットパトロールの実施等、実態把握に努めるとともに、スマートフォンの正しい使い方等、情報教育を推進すること。
- 2-2. SNS を活用したいじめ相談について、試行実施の状況の検証し、充実させること。
- 2-3. いじめ被害への対応については、被害児童・生徒へのケアはもちろん、保護者との意思疎通を十分に図り、問題解決に臨むこと。

3. 学校教育の充実と教員の指導力向上

- 3-1. 「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の実施により、画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善に取り組み、子ども一人ひとりの興味・関心や、能力・進度に応じた学習を推進すること。また、イエナプラン教育等、国内外の先進事例の研究と、それらを参考にした実践研究を行うこと。
- 3-2. 「元気な学校づくりプロジェクト」に基づき、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、引き続き学校事務負担の軽減に努めるとともに、専門家らによる学校問題解決支援チームの充実を図ること。
- 3-3. プログラミング等の新規事項の研修をはじめ、教職員や新任講師のスキル向上のため、各種研修を充実させるとともに、効果検証を行うこと。
- 3-4. 児童生徒の生活時間の過ごし方と学力との関係について調査し、学力向上に資する方策に努めること。
- 3-5. 小学校の部活動について、児童や保護者の理解のもとで民間委託を積極的に推進するなど、あり方を見直すこと。
- 3-6. 部活動の外部顧問や外部指導者を積極的に活用するとともに、中学校における部活動外部顧問の拡充を行うこと。また、部活動で使用する消耗品等の購入支援を引き続き行うこと。
- 3-7. 子どもの読書力向上を図るために、学校司書の配置拡充に努め、読書活動等の充実を図ること。
- 3-8. 郷土に対する愛着や認識を深めるため、郷土の歴史学習の充実を引き続き図ること。
- 3-9. 児童生徒が、選挙や地域の生活をもっと身近に感じられるように、社会見学や地域の生活等を体験させる学校教育を行うこと。
- 3-10. 小学校入学準備に向けた幼児教育の充実を目指し、就学前の園児指導の推

進を図ること。

4. 特別支援・インクルーシブ教育、国際理解教育、人権教育

- 4-1. 発達障害の可能性がある幼児、児童生徒に対し、特別支援教育専門家チームの派遣、発達障害対応支援講師、発達障害対応支援員、通級指導定着支援員の配置等を図り、支援を拡充すること。
- 4-2. 高等特別支援学校の新設に当たり、若宮商業高等学校との併設を活かしたインクルーシブ教育システムを推進すること。
- 4-3. 日本語指導が必要な児童生徒に対し、母語学習協力員及び母語指導補助員の配置を拡充して学習をサポートするとともに、日本語のわからない保護者と学校との連絡が円滑にすすむよう支援すること。また、日本語教育相談センター・初期日本語集中教室・日本語通級指導教室の運営を強化すること。
- 4-4. 外国人の子どもについて、不就学が生じないように、就学手続きの周知を強化するとともに、就学状況の把握を徹底すること。
- 4-5. 児童生徒における英語科授業の活性化を図ること。併せて、子どもが英語に慣れ親しめる場として、グローバル・エデュケーション・センターを積極的に活用すること。
- 4-6. 人権教育の観点から、セクシュアル・マイノリティについての理解を促進すること。また、性別に違和感を持つ児童生徒に対して、本人・保護者の意向を尊重しながら、制服やトイレ・着替え等を始めとした配慮を的確に行うこと。

5. 防災、安全安心

- 5-1. 懸念される南海トラフ巨大地震に備え、児童生徒の防災に対する意識を高め、家庭とも連携した防災教育を推進すること。

5-2. 緊急時のために、いのちの大切さの学びにつながるという観点から、心肺蘇生ダミー人形、AED 練習器を活用した授業について検討すること。

5-3. 熱中症対策として、全学校・園へ暑さ指数計を配置すること。また、気温上昇時の運動会の中止・延期について、分かりやすい基準を設けるとともに、開催時期の検討を行うこと。

5-4. 「なごやっ子あんしんメール」による不審者情報などの緊急情報の一斉配信の他、さらなる I C T 利用も含めた低学年の登下校における子ども見守り制度を拡充すること。

6. 学校整備、学校行事

6-1. 校舎等のリニューアル改修、保全改修・設備改修を計画に則して引き続き進めること。その際、内装の木質化についても進めること。

6-2. 老朽化が著しいトイレについては、計画を前倒しする等、明るく清潔で快適なものとするため、便器の洋式化や床の乾式化等のトイレ改修を速やかに行うこと。

6-3. 特色ある学校づくりとして、ラグビーが盛んな学校に人工芝のグラウンドを整備するなど、スポーツを推進できる環境を整えること。

6-4. 学校規模の適正化について、「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」に基づき、児童生徒や保護者、地域等に丁寧な説明を行い、着実にすすめること。

6-5. 地域等に使用許可している学校施設だけでなく、余裕教室の活用法についても検討し、地域等が使用できる仕組みを整えること。

6-6. 小・中学校におけるタブレット端末の配備を早急に完了し、オンライン授業ができるように備えること。

6-7. 現行の中学校卒業式の日程について、私立高校への進学が決定している生徒と、直後に公立高校受験を控えている生徒が混在している現状を踏まえ、当事者である中学3年生の意見を聴取し、見直しを検討すること。

7. 学校給食

7-1. 給食費徴収業務のあり方について見直し、給食会計にかかる事務処理の簡素化に引き続き努めること。

7-2. 児童生徒や保護者に説明のうえ、給食調理業務の民間委託を進めること。

7-3. 郷土への愛着とともに、コロナ禍での不安な学校生活の中での楽しみとして、小学校給食等におけるなごやめしの提供を継続・拡充すること。

8. 生涯学習

8-1. なごやアクティブ・ライブラリー構想に基づき、図書館整備を進めること。
また、図書館整備の一環として、電子図書による貸し出しサービスを検討すること。

8-2. 図書館協議会の検証を踏まえ、図書館への指定管理者制度の導入を推進すること。

8-3. 名古屋市科学館及び名古屋市美術館は、多くの来館者が訪れる観光施設でもあることを踏まえ、新型コロナウイルス等の感染症対策を徹底すること。

8-4. 名古屋市博物館においては、建物を保全改修のうえ、新型コロナウイルス感染症対策に十分考慮し、来館者が利用しやすい環境を整えること。多言語対応を充実させること。

8-5. 市内各所で行われている山車行事や保存されている山車について、調査を進めたうえで、国の重要文化財に指定されるよう努めること。

8-6. 伝統文化や祭りの保存・継承にあたり、国庫補助も活用するなどして、引き続き支援を行うこと。